

報道関係各位

令和7年（2025）12月8日

猪名川町役場
企画総務部総務防災課

前教育長による守秘義務違反の疑いに関する措置について

【概要】

猪名川町は、前教育長に守秘義務違反を認定し、令和7年12月4日付で戒告の懲戒処分に相当する行為に該当するとした文書を通知し、注意を言い渡した。

前教育長に対しては、令和7年5月27日（火）に町教育委員会にて行われた元教育関係者との面談時において、職務上知り得た事案に関する保護者との相談内容及びやり取りについて、関係保護者の実名を挙げて元教育関係者に説明したことが地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項の守秘義務違反に該当するのではないか、として調査及び対応が求められており、町任用・懲戒審査委員会は、当該事案について関係者への聞き取り調査を実施したうえで、慎重なる審査を行い、上記措置を決定した。

前教育長は令和7年8月31日付で教育長を辞職しているものの、高い倫理観と厳格な法令遵守が求められる町教育行政の長による行為であり、社会全体に与える影響の大きさと町民の信頼を著しく失墜させた重大性を鑑み、町任用・懲戒審査委員会において懲戒処分に相当する行為であるとの判断をなすべき事案であると考え、諸般の事情を総合的に考慮して、戒告の懲戒処分に相当する行為であると判断したものである。

岡本猪名川町長のコメント

「当時、教育長の重責にありながらこのような事態を発生させた責任は重く、厳正なる措置を行った。町民の皆様に対し、本町及び町教育行政に対する信頼を著しく失墜させてしまったことを深くお詫び申し上げます。措置後ただちに全職員に法令遵守と服務規律の徹底を指導し、再発防止に取り組むよう指示した。今後、職員一丸となって信頼回復に努めたい。」

【問合せ】

総務防災課 担当 角田 ^{すみだ} (TEL072-766-8708)